

平成 28 年 1 月 20 日

外国為替及び外国貿易法に基づく行政処分を行いました

経済産業省は、株式会社ポリケミカルズリミテッド(法人番号:4140001000741)による外国為替及び外国貿易法違反事件に関し、同法第53条第1項に基づき、株式会社ポリケミカルズリミテッドに対して輸出禁止4ヶ月の行政処分を行いました。

1. 行政処分について

株式会社ポリケミカルズリミテッドに対し、次の輸出禁止の行政処分を行います。

輸出禁止対象貨物:全貨物

輸出禁止対象地域:全地域

輸出禁止期間:平成 28 年 1 月 27 日から平成 28 年 5 月 26 日まで(4 か月間)

2. 事件の概要

平成 22 年 1 月、株式会社ポリケミカルズリミテッドは、外国為替及び外国貿易法第 48 条第 1 項の規定に基づく経済産業大臣の許可を受けず、炭素繊維 3, 565 キログラムを大韓民国を経由地として中華人民共和国に輸出した。

(参考1)株式会社ポリケミカルズリミテッドの外為法違反事件に関しては、平成 27 年 6 月に略式命令による有罪が確定している。

株式会社ポリケミカルズリミテッド:罰金 100 万円

元社員:罰金 100 万円

(参考2)株式会社ポリケミカルズリミテッドの概要

代表者:近藤 一正 (代表取締役)

本 社:兵庫県芦屋市

(本発表資料のお問い合わせ先)
貿易経済協力局貿易管理部
安全保障貿易検査官室長 早野
担当者 福田、吉田
電話:03-3501-1511(3276~3278)
03-3501-2841(直通)
03-3501-0996(FAX)